

大学共同利用機関法人自然科学研究機構サバティカル研究者の受入れに関する規程

平成25年1月17日

自機規程第89号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）において自然科学の専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念するサバティカル研究者（以下「サバティカル研究者」という。）の受入れに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(サバティカル期間等)

第2条 サバティカル研究者として受け入れる期間（以下「サバティカル期間」という。）は、1年以内の連続した期間とする。

2 サバティカル研究者は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設（以下「機関等」という。）において受け入れるものとする。

(サバティカル研究者の申請資格)

第3条 サバティカル研究者として申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 国公立大学の研究者
- 二 国公立研究所等の研究機関の研究者
- 三 前2号に規定する者と同等の研究能力を有すると機関等の長が認める者

(手続)

第4条 サバティカル研究者として機関等に受入れを希望する者（以下「申請者」という。）は、機関等の長に申請を行い、その承認を得なければならない。

2 機関等の長は、前項の結果を申請者に通知するものとする。

(効果)

第5条 機関等の長は、機関等の定めによりサバティカル研究者に客員教授等の名称を付与することができる。

2 サバティカル研究者は、機関等の実施する講義、演習、実験、実習等に参加することができる。

3 サバティカル研究者は、機関等の研究施設及び研究設備等を使用する場合は、所定の手続きを経て使用することができる。

(サバティカル研究者に係る研究料等)

第6条 サバティカル研究者にかかる研究料並びに研究施設及び研究設備等の使用料は、無償とする。

(経費の負担)

第7条 機関等の長は、配分された予算の範囲内において、旅費、消耗品費等のサバティカル研究者の受入れに必要な経費の一部を負担することができる。

(成果の公表)

第8条 サバティカル研究者は、サバティカル期間における研究による成果を公表する場合には、受入機関等でのサバティカル期間における研究による成果である旨を表示しなければならない。

(研究成果の取扱い)

第9条 サバティカル期間における研究の結果、発明等を行った場合の特許等の取扱いについては、機構が定める知的財産ポリシー及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職務発明等規程（平成16年自機規程第12号）によるものとする。

(損害賠償等)

第10条 機関等の長は、サバティカル研究者がその責に帰すべき事由により研究施設及び研究設備等を滅失又はき損したときは、サバティカル研究者に弁償を請求することができる。

(規程等の遵守)

第11条 サバティカル研究者は、サバティカル期間中において機構の服務及び安全管理規程等を遵守しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、サバティカル研究者の受入れに関し必要な事項は、機関等が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年1月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。